

事業所名		福岡市立心身障がい福祉センター分園すてっく長浜（保育所等訪問支援）			公表日	R7年 3月 28日
		チェック項目	はい	いいえ	工夫していると思う点・改善が必要だと 思われる点など	課題や改善すべき点
環境・ 体制・ 運営・ 整備	1	訪問支援において、お子さんの支援に効果的な教具教材の助言を園の職員にしていると思いますか。	○		対象児は障がいがあるため、通常の保育教材では難しいときがあり、利用できる教材や椅子などの提供しています。	園にスペースがない場合や園のニーズがない場合は難しい時もあります。
	2	利用希望者に対して、職員の配置数は適切であるか。	○		職員配置は適切に配置しています。	
業務改善	3	業務改善を進めるためのPDCA サイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画しているか。	○		保育所等訪問は1人の職員が訪問することが多いのですが、園や対象児のことについては職員間で情報共有を行っています。	
	4	保護者向け評価表により、保護者等の意向等を把握する機会を設けており、その内容を業務改善につなげているか。	○		評価に沿って、業務改善に取り組みます。	
	5	職員の意見等を把握する機会を設けており、その内容を業務改善につなげているか。	○		一人で訪問することが多いため、他職員の意見は支援会議にて行っています。	
	6	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげているか。		○	事業団に第三者による外部評価はありませんが、本体施設である福岡市立心身障がい福祉センター（児童発達支援センター）が指定管理者としての評価を受けており、評価を業務改善につなげています。	
	7	職員の資質の向上を図るために、研修を受講する機会や法人内等で研修を開催する機会が確保されているか。	○		法人の作成している研修体系に基づき、研修をすすめています。計画的に研修に参加し情報を共有する機会を確保しています。	
適切な 支援の 提供	8	個々の子どもに対してアセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、保育所等訪問支援計画を作成しているか。	○		心身障がい福祉センターによる発達検査（標準化されたもの）を踏まえてアセスメントを行い個別支援計画を作成しています。	
	9	保育所等訪問支援計画を作成する際には、児童発達支援管理責任者だけでなく、子どもの支援に関わる職員が共通理解の下で、子どもの最善の利益を考慮した検討が行われているか。	○		同上	
	10	保育所等訪問支援計画を作成する際には、訪問先施設の担当者等と連携し、訪問先施設や担任等の意向を盛り込んでいるか。	○		園長（児童発達管理責任者）が訪問先施設や担任等の方針、意向を汲み取って円滑の支援がなされるように計画を作成し支援しています。	中には調整が困難なケースもあり、丁寧な支援調整が必要となります。
	11	保育所等訪問支援計画が職員間に共有され、計画に沿った支援が行われているか。	○		支援計画は心身障がい福祉センターとも共有し、助言を受けながら、計画に沿った支援を行っています。	
	12	子どもの適応行動の状況を、標準化されたツールを用いたフォーマルなアセスメントや、行動観察なども含むインフォーマルなアセスメントを使用する等により確認しているか。	○			
	13	保育所等訪問支援計画には、保育所等訪問支援ガイドラインの「保育所等訪問支援の提供すべき具体的内容」も踏まえながら、具体的な支援内容が設定されているか。	○			
	14	保育所等訪問支援計画が職員間で共有され、計画に沿った支援が行われているか。	○		11と同じです。	
	15	支援開始前には職員間で必ず打合せを行い、その日行われる支援の内容や役割分担について確認し、チームで連携して支援を行っているか。		○	一人で訪問することが多い為、他職員の意見は支援会議にて行い、共有しています。	
	16	支援終了後には、職員間で必ず打合せを行い、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有しているか。	○		訪問先の園について職員間で情報共有しており、気づいたことを出し合っています。	
	17	保育所等訪問支援を実施する際、訪問先の理念や支援手法を尊重して支援を行っているか。	○			
18	毎回の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげているか。	○		記録は必須で、必ずとり、保護者に報告書として渡しています。その中で改善すべき点等を職員で共有し、次回につなげています。		

	19	定期的に保護者や訪問先の意向の確認やモニタリングを行い、保育所等訪問支援計画の見直しの必要性を判断し、適切な見直しを行っているか。	○			
関係機関や保護者との連携	20	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議や関係機関との会議に、そのこどもの状況をよく理解した者が参画しているか。	○			
	21	地域の保健、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携して支援を行う体制を整えているか。	○			
	22	就園・就学時の移行の際には、保育所等や学校との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っているか。	○			
	23	質の向上を図るため、積極的に専門家や専門機関等から助言を受けたり、職員を外務研修に参加させているか。	○			
	24	(自立支援)協議会こども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加しているか。		○	本体施設である心身障がい福祉センターが参加しており、情報を共有しています。	
	25	日頃からこどもの状況を保護者と伝え合い、こどもの発達状況や課題について共通理解を持っているか。	○			
	26	家族の対応力の向上を図る観点から、家族に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)や家族等の参加できる研修の機会や情報提供等を行っているか。	○			
保護者等への説明等	27	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っているか。	○		契約時に丁寧に説明を行っています。	
	28	訪問先施設に対し、事業の趣旨や訪問支援の目的等について適切に説明を行っているか。	○		事前に電話で行っています。	
	29	保育所等訪問支援計画を作成する際には、こどもや保護者の意思の尊重、こどもの最善の利益の優先考慮の観点を踏まえて、こどもや家族の意向を確認する機会を設けているか。	○			
	30	「保育所等訪問支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から保育所等訪問支援計画の同意を得ているか。	○			
	31	定期的に、家族等からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、面談や必要な助言と支援を行っているか。	○			
	32	父母の会の活動を支援することや、保護者会等を開催する等により、保護者同士で交流する機会を設ける等の支援をしているか。また、きょうだい同士で交流する機会を設ける等の支援をしているか。		○	父母の会の活動は行っていません。利用頻度等施設の役割として、父母の会の活動やきょうだい児同士の交流は現時点では未定としております。	
	33	こどもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、こどもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応しているか。	○			
	34	定期的に通信等を発行することや、HPやSNS等を活用することにより、活動概要や連絡体制等の情報をこどもや保護者に対して発信しているか。		○	当事業では行っていません。懇談会や学習会、面談の中で情報提供しています。	
	35	個人情報の取扱いに十分留意しているか。	○		基本的には持ち出さないようにしています。持ち出すときは本人が特定できないようにし、上司の確認を経て持ち出しています。	
36	障害のあるこどもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしているか。	○		お子さんや保護者に合わせて対応しています。情報を把握をして、配慮が必要なときは対応しています。		
訪問先施設への	37	訪問支援に加え、訪問先からの相談等に適切に応じる体制を整え、必要な助言や支援を行っているか。	○			
	38	保育所等訪問支援の実施後に、訪問先施設とカンファレンスを行っているか。	○		時間を取ってもらい、保護者の希望等を話したり、園の取り組みを一緒に振り返っています。	
	39	保育所等訪問支援の実施後に、家族等へ適切に支援内容等の共有を行っているか。	○		報告書を渡して訪問時の対象児の様子や支援内容について丁寧に説明しています。	

説明等	40	個人情報の取扱いに十分留意しているか。	○		訪問時の個人情報になるものはなるべく、持ち歩かないように配慮しています。	
	41	訪問先施設からの相談に適切に応じ、信頼関係を築きながら、専門的な助言を行っているか。	○			
非常時等の対応	42	事故防止マニュアル、緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や家族等に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施しているか。	○		事業所自体にはあるが、訪問先での支援のため、園のマニュアルで実施することになる。	
	43	安全計画を作成し、安全管理に必要な研修や訓練、その他必要な措置を講じる等、安全管理が十分された中で支援が行われているか。	○			
	44	ヒヤリハットを事業所内で共有し、再発防止に向けた方策について検討をしているか。	○		ヒヤリハットの事案が起きたときは、全職員に報告し方策を考えています。	
	45	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしているか。	○		虐待防止については法人内の研修に必ず参加しています。	
	46	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、こどもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載しているか。	○		身体拘束は絶対行わないようにしているがそうしたケースに関しては十分に配慮し、対応するようにしています。	